

## 北海道障がい者条例及び施行規則（関係部分抜粋）

## 1. 北海道障がい者条例

（所掌事項）

第 42 条 地域づくり委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）障がい者の地域での暮らしを支えるサービスに関すること。
- （2）差別や虐待及び権利擁護に関すること。
- （3）その他地域で暮らす障がい者の暮らしづらさに関すること。

2 前項に定めるもののほか、地域づくり委員会は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項に規定する情報の交換及び協議を行う。

（調査）

第 47 条 知事又は地域づくり推進員は、虐待に関する事案及び障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案に係る協議に際して必要な事実を確認する場合にあっては、当該協議に必要な事実に関し、調査を行うことができる。この場合において、調査の対象者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

## 2. 北海道障がい者条例施行規則

（地域づくり委員会の職務）

第 11 条 地域づくり委員会は、その所掌事項に関し、次に掲げる場合に事案の解決を図るための協議又はあっせん（以下「協議等」という。）（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項に規定する情報の交換及び協議（以下「障害者差別解消法による情報の交換及び協議」という。）を含む。）を行うものとする。

- （1）次条第 1 項の申立てがあったとき。
- （2）市町村長から協議等（障害者差別解消法による情報の交換及び協議を含む。）の依頼があったとき。
- （3）その他地域づくり推進員が必要と認めるとき。

（地域づくり委員会への協議等の申立て）

第 12 条 何人も、地域づくり委員会に対し、条例第 42 条第 1 項各号に掲げる所掌事項について、協議等の申立てを行うことができる。ただし、特定の障がい者に関する申立てであって、当該申立てが当該障がい者の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

- 2 前項の申立ては、別記第 5 号様式の協議等申立書を申立人が居住する圏域の地域づくり推進員に提出して行うものとする。
- 3 地域づくり委員会は、第 1 項の申立てが次の各号のいずれかに該当する場合は、協議等を行うことができない。
  - （1）判決、裁決等により確定した権利関係に関するとき。
  - （2）裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関するとき。
  - （3）申立てに係る事実のあった日の翌日から起算して 1 年を経過しているとき。
  - （4）前各号に掲げる場合のほか、協議等を行うことが適当でないと地域づくり推進員が認めたとき。

## 障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会運営要綱（関係部分抜粋）

## I 総則

## 第 2 定義

- (1) この要綱において「特定の障がい者」とは、(3)の特定事案において、虐待や差別を受けるなど、暮らしづらい状況にあるとされる障がい者をいう。
- (2) この要綱において「原因となる者」とは、特定事案において、特定の障がい者の暮らしづらさの原因となっているとされる者をいう。
- (3) この要綱において「特定事案」とは、規則第 12 条による協議等の申立て（以下「申立て」という。）のあった事案のうち、次のアからエに該当すると考えられるもので、特定の障がい者と原因となる者の双方が特定されている事案をいう。
- ア 虐待に関する事案
  - イ 障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案
  - ウ 著しい暮らしづらさに該当する事案（ア、イに該当する事案を除く）
  - エ その他権利侵害や暮らしづらさを伴う事案
- (4) この要綱において「地域課題等」とは、条例第 42 条に規定された地域づくり委員会の所掌事項に該当する事案のうち、特定事案以外のものをいう。
- (5) この要綱において「申立人等」とは、申立てを行った者及び申立事案において暮らしづらい状況にあるとされる障がい者をいう。

## II 特定事案の協議又はあっせん

## 第 5 調査

地域づくり推進員又は事務局は、地域づくり委員会での協議又はあっせんに先立ち、特定事案に係る事実関係や原因となる者の主張等について把握するため、必要に応じて次の調査を行うことができる。

## 1 任意の調査

- (1) 地域づくり推進員又は事務局は、原因となる者又は関係者等の協力の下、電話又は面接等により任意の調査を実施することができる。
- (2) 任意の調査は、地域づくり推進員又は事務局が、申立人等から、事案の具体的内容、求める措置の内容等について聴取するとともに、原因となる者又は関係者から、事案の具体的内容、申立人等の主張に対する意見等について聴取する。
- (3) 事務局は、調査終了後、原則として、1 週間以内に調査結果調書を作成する。また、調査結果調書には、次の事項を記載するものとする。
- ア 調査実施年月日・場所
  - イ 調査の対象となった申立人、原因となる者等の氏名
  - ウ 調査を実施した地域づくり推進員又は事務局職員氏名
  - エ 申立てのあった事案について確認した事実
  - オ 調査の対象となった申立人、原因となる者等の主張
  - カ 申立人の求める措置の内容
  - キ その他、地域づくり委員会での協議の参考となる事項

## 2 条例第 47 条の規定に基づく調査

- (1) 地域づくり推進員は、特定事案のうち、I—第 2—(3)のア又はイに該当すると認められた事案について、条例第 47 条の規定に基づく調査を実施することができる。
- (2) 地域づくり推進員は、条例第 47 条の調査の実施に当たっては、別記参照第 2 号様式を参考に次の事項を原因となる者又は関係者に対し通知するものとする。
  - ア 調査の根拠規定
  - イ 調査の日時及び場所
  - ウ 調査員職・氏名
  - エ 調査出席者氏名
  - オ その他留意事項等
- (3) 条例第 47 条の調査は、地域づくり推進員又は事務局が 2 名以上で、面接により実施する。
- (4) 特定事案に関する条例第 47 条の調査は、地域づくり推進員又は事務局が、申立人等から事案の具体的内容、求める措置の内容等について聴取するとともに、原因となる者又は関係者から事案の具体的内容、申立人等の主張に対する意見等について聴取する。
- (5) 調査結果調書は、「1 任意の調査」の(3)に準じて作成する。

## Ⅲ 地域課題等の協議

### 第 1 地域課題等の協議の趣旨

- (1) 地域づくり推進員は、地域づくり委員会が地域における障がい者を巡る課題全般を所掌していること（条例第 42 条）にかんがみ、地域課題等を積極的に把握し、協議を行うよう努めるものとする。
- (2) その際、関係市町村の地域自立支援協議会と密接に連携し、地域自立支援協議会では解決が難しい広域的な課題等の解決などを目指すものとする。

### 第 3 任意の調査

地域づくり推進員又は事務局は、地域課題等の協議に先立ち、地域課題等に係る事実関係や関係者等の意見等について把握するため、次の調査を行うことができる。

- (1) 地域づくり推進員又は事務局は、地域づくり委員会に出席を求める関係者等の協力の下、電話又は面接等により任意の調査を実施することができる。
- (2) 任意の調査は、地域づくり推進員又は事務局が、申立人等又は市町村から、事案の具体的内容や意見等について聴取するとともに、地域づくり委員会に出席を求める関係者等から、事案の具体的内容、申立人等の主張に対する意見等について聴取する。

## 災害時の障がい者等への支援チーム参加について

## 1. DWAT（北海道災害派遣福祉チーム）

## (1) 目的

大規模災害の発生時に一般避難所等における要配慮者（高齢者、障がい者その他災害時に特別な配慮を必要とする者）の二次被害の防止を図る。

## (2) 法人等の参加の概要

参加要件：道と協定を締結している、福祉施設関係団体に加入していること。

## 福祉施設関係団体

- ・北海道ホームヘルプサービス協議会
- ・北海道老人保健施設協議会
- ・北海道知的障がい福祉協会
- ・日本認知症グループホーム協会北海道支部
- ・北海道認知症グループホーム協会
- ・全国介護事業者連盟北海道支部

- ① 加入している福祉施設関係団体が、チームへの協力が可能な法人等（以下「協力法人等」という。）を道に届け出る。
- ② 協力法人等は、道とチームの派遣に関する協定を締結する。
- ③ 協力法人等の職員のうちチームへの協力が可能な者を、チーム員候補者として道に届け出る。
- ④ チーム員候補者は、災害時の福祉支援に関する研修を受ける。
- ⑤ 道は、チームを派遣する必要があると認めるときは、福祉施設関係団体又は協力法人等に対してチーム員の派遣依頼を行う。

## (3) 連絡先

北海道保健福祉部福祉局地域福祉課

## 2. DCAT（北海道災害派遣ケアチーム）

### （1）目的

地震などの自然災害時に被災地の福祉避難所等において、要援護者への心理的ケアを含む被災者相談や福祉的支援等を行う。

### （2）法人等の参加の概要

- ① ケアチームの構成員の派遣に協力する施設を運営する法人（以下「派遣元施設運営法人」という。）は、北海道知事に対して構成員の派遣を申し出る。
- ② 派遣元施設運営法人は、北海道知事とケアチームの派遣に関する協定を締結する。
- ③ 派遣元施設運営法人は、北海道知事からケアチームの派遣の要請を受けたときは、ケアチームの構成員として職員を派遣する。

※ 派遣調整及び統括責任者の派遣は、北海道と協定を結んでいる北海道社会福祉協議会が行う。

### （3）連絡先

北海道保健福祉部総務課危機管理係